

保育の現場・職業の魅力向上推進室設置規程

令和 2 年 1 月 1 6 日
厚生労働省子ども家庭局長伺い定め

1 趣旨

現在、「子育て安心プラン」に基づき、認可保育所等を中心に整備を進める中で、保育の担い手の確保が困難な状況が続いている。

また、令和元年10月から幼児教育・保育の重要性にかんがみ無償化が始まった中で、子どもの豊かで健やかな育ちを支え促す保育の機会を保障するためには、保育の質を確保・向上させていくことが不可欠であり、保育の質を担う保育士等の役割は一層重要になっている。

これらの背景を踏まえつつ、保育士を目指す人や保育士に復帰しようとする人が増え、保育現場に参加・復帰しやすくなるよう、保育士という職業や、働く場所としての保育所の魅力向上やその発信策について検討を行い、推進するための「保育の現場・職業の魅力向上推進室」（以下「推進室」という。）を、子ども家庭局保育課に設置する。

2 所掌事務

推進室においては、室長（大臣官房企画官（子ども家庭局保育課併任））の指示を受け、保育人材確保対策に関する事務（補助金等の予算執行業務を除く。）のうち、保育の現場・職業の魅力向上に関する事務をつかさどる。

3 構成員

推進室は、別紙のメンバーを構成員とする。

4 その他

この規程に定めるもののほか、推進室の運営に関し必要な事項は、室長が定めるところによる。

附則

この規程は、令和2年1月16日から施行する。

(別紙)

保育の現場・職業の魅力向上推進室メンバー

室 長：大臣官房企画官（子ども家庭局保育課併任）

室 員：保育課長補佐
保育課保育指導専門官
保育課児童福祉専門官（保育人材担当）
保育指導係長
保育課主査（保育人材担当）